

令和3年4月1日
滑川市建設課

農耕トラクタ等に係る特殊車両通行許可手続きの案内について

1. 申請窓口

滑川市内の市道のみを通行する場合は、市へ申請してください。市道に加え、県道や国道を通行される場合は、申請窓口が異なりますので、注意が必要です。

以下の例示を参考に、申請先をご確認ください。

例示	通行する道路※1	申請先	電話
1	市道のみ	滑川市建設部建設課	076-475-2111
2	市道・県道	富山県新川土木センター業務班	0765-22-9115
3	市道・国道	国土交通省富山河川国道事務所 道路管理第一課	076-443-4745
4	市道・県道・国道	2又は3いずれでも可	同左

※1 通行する経路の中に、ほかの道路の横断のみが含まれる場合は、当該横断道路を「通行する道路」とみなしません。

具体的には、市道の通行経路に、県道や国道の横断のみを含む場合は、「市道のみ」の通行として扱います。

2. 特殊車両通行許可の申請方法(滑川市の場合)

(1) 必要書類(申請区分に応じ、必要なものを提出)

必要書類	部数
・申請書(様式あり)	1部
・標識交付証明書の写しまたは自動車車検証の写し※2	車両ごとに1部
・通行経路図	1部

※2 農耕トラクタが小型の場合は標識交付証明書、大型特殊車両の場合は自動車検査証を提出してください。

(2) 許可手数料 無料(例示2~4の場合、手数料がかかります。詳しくは申請先へお問い合わせください)

農耕トラックに係る特殊車両通行許可申請制度について

道路法では、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。

この「一般的制限値」を超える車両を通行させようとするときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。(道路法第47条の2、車両制限令第12条)

【農作業機を含む車幅が2.5m超える場合】

農作業機装着させた状態で、公道を走行するには、通行許可の手続きが必要です。

《一般制限》

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	18.0t:隣り合う車軸の軸距が [※] 1.8m未満
		19.0t:隣り合う車軸の軸距が [※] 1.3m以上かつ 隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
		20.0t:隣り合う車軸の軸距が [※] 1.8m以上
軸荷重	5.0トン	
最小回転半径		12.0メートル

《注意事項》

- ・作業機を含む車幅が2.5m以内の農耕トラックについては、特殊車両通行許可が不要です。
- ・公道の走行に際しては、特殊車両通行許可の要否又は有無に関わらず、道路運送車両法や、道路交通法その他関連法規を遵守し、安全運転をお願いします。